

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から30日程度を目安に支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（①か②のいずれかにあてはまる世帯）

①世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

②令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（**要返送**）

※令和3年12月10日時点で住民登録のある非課税世帯の世帯主に確認書を送付します。内容を確認し3か月以内に返送してください。
※収入がなく未申告の場合は、税務窓口で申告後、給付金窓口へご連絡ください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から大木町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大木町健康福祉課から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。対象と思われる方で届かない場合は給付金窓口へお問い合わせください。
- 下記内容を確認して、同封の**確認書**を大木町健康福祉課に**返信してください**。

【確認事項】①②は、確認書中段の□にチェックしてください。

- ①住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得がある未申告者がいないか
- ③記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：93万円以下、母・子など2人の場合：おおよそ137万円以下

詳しくは給付金窓口へお尋ねください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、減額がわかる書類とともに健康福祉課へご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも、受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、町での**手続きが必要**です。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

大木町役場 健康福祉課

「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」窓口

Tel **0944-32-1060**

受付時間 平日9:00~17:00